

23208

愛知県

津島市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
津島市企業誘致補助金交付要綱	H28.11	市街化調整区域で開発面積 0.3ha 以上の工場等の新增設を行う企業で、都市計画法第 34 条第 14 号愛知県開発審査会基準第 11 号第 1 項に該当する工場等の開発行為を行うもの、又は「津島市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」第 2 条第 2 号に規定する市長が指定する区域において、工場等の開発行為を行うもの。	
		・企業立地促進事業補助金 工場等の新增設を行う場合	・企業立地促進事業補助金 課税初年度から起算して 3 年間の固定資産税(家屋、償却資産)の 50%を納付の翌年度に交付。本社移転を伴う場合は課税初年度のみ 100%を交付。
		・インフラ整備事業補助金 工場等の新增設に伴い市が管理する、または管理することになる道路、水路、水道等の工事をを行う場合	・インフラ整備事業補助金 工事経費の 50%以内、又は開発面積ごとに定められた上限額のいずれか低い額を交付。

詳細については下記のホームページを参照してください。

<https://www.city.tsushima.lg.jp/shisei/shigotokanren/tsushimasisangyou.html>